

新設分割に関する事後開示書面

(会社法第811条第1項第1号及び会社法施行規則第209条に定める書面)

2021年10月1日

株式会社マツキヨココカラ&カンパニー
株式会社マツモトキヨシグループ

2021年10月1日

新設分割に関する事後開示書面

(会社法第 811 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 209 条に定める書面)

千葉県松戸市新松戸東 9 番地1
株式会社マツキヨココカラ&カンパニー
代表取締役社長 松本 清雄

千葉県松戸市新松戸東 9 番地1
株式会社マツモトキヨシグループ
代表取締役社長 松本 清雄

株式会社マツキヨココカラ&カンパニー（以下「分割会社」といいます。）は、2021年4月28日付新設分割計画書に基づき、2021年10月1日を効力発生日として、株式会社マツモトキヨシグループ（以下「新設会社」といいます。）を新たに設立し、分割会社が営む、株式会社マツモトキヨシその他の子会社等の株式の保有及び経営管理等を新設会社に承継させる新設分割（以下「本件新設分割」といいます。）を行いました。

本件新設分割に関して、会社法第 811 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 209 条に基づく開示事項は、次のとおりです。

記

1. 本件新設分割が効力を生じた日

2021年10月1日

2. 分割会社における法定手続きの経過

(1) 新設分割の差止請求

本件新設分割において、分割会社に対して差止請求をした株主はおりませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求手続

会社法806条第4項に基づき、株主に対して2021年7月12日付で公告しましたが、所定の期間内に本件新設分割において、分割会社に対し、株式買取請求をした株主はおりませんでした。

(3) 新株予約権買取請求手続

本件新設分割に際して会社法第808条第1項第2号の要件を満たす新株予約権はありませんので、会社法第808条の規定による手続は行っておりません。

(4) 債権者保護手続

会社法第810条第2項及び第3項に基づき、2021年7月12日付の官報において公告するとともに、同日から電子公告の方法により公告しましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 新設会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

新設会社は、2021年10月1日をもって、新設分割計画書に記載された分割会社が営む株式会社マツモトキヨシその他の子会社等の株式の保有及び経営管理等に関する権利義務を承継いたしました。新設会社が承継した資産の額は101,488百万円、負債の額は370百万円（いずれも2021年3月31日現在の分割会社の貸借対照表に基づく暫定値）となっております。

4. その他本分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上